

著作権法65条3項にいう「正当な理由」

——YG性格検査事件——

大阪地裁 平成23年11月24日判決 平成21年(ワ)20132号

著作権に基づく差止請求権不存在確認等請求事件 一部認容

村 上 画 里*

【要 旨】

本稿は、共同著作物の著作権を相続した相続人同士で共有する著作権の行使を拒絶するに当たり、著作権法65条3項にいう正当な理由の存否について争われた事案について検討するものである。裁判所が判断した事項のうち、著作物の内容面に関する事情と出版に関する経済的な事情のそれぞれについて、正当な理由となりうるかが検討され、本件においてはいずれについても正当な理由はないとの判断が示された。とりわけ、本判決において検討された正当理由のうち、経済的要素が正当理由となりうる点としたのは、従来の裁判例には見られたかったものであり、今後の裁判例に対して示唆を与えるものと思われる。

共有者の人的関係の結びつきが弱い、相続人間で著作権が共有される本件のような事例において、正当な理由がないと判断し、権利行使を認めた結論は支持しうるものである。もっとも、相続人間において著作権が共有される場面において、正当な理由の判断基準は、従来の裁判例に見られる基準と同様に考えることができるのか、本判決は言及しておらず、その点は、今後も検討を重ねる必要があるだろう。

【事実の概要】

P5とP6は、企業や官公庁等の採用試験や人事異動の参考資料として利用されるYG性格検査を実施するための本件検査用紙1ないし4（以下、「本件検査用紙1」ないし「本件検査用紙4」といい、併せて「本件各検査用紙」という。）を創案した。本件検査用紙1ないし3は、P5とP6の共同著作物（以下、「本件著作物」といい、本件著作物の著作権を「本件著作権」という。）であり、本件検査用紙1ないし3の著作権は、P5とP6で共有していた（P5とP6の特分比率は91：9）。また、本件検査用紙4の著作権はP5が有していた。

P5は、本件検査用紙の研究及び改訂を重ね、Xと著作権者を代表するP5との間で本件出版契約を締結した。

その後、P5及びP6が死亡し、本件著作権及び本件出版契約上の地位が相続された。P5の有していた著作権の持分につき、P1が2分の1、P3、P9とP4が6分の1をそれぞれ相続し、また、それに伴い本件出版契約上のP5の地位もそれぞれ相続した。一方、P6の有していた著作権の持分につき、その妻のP10が

* 大阪大学知的財産センター 特任講師
Eri MURAKAMI

相続したが、P10の死亡により、P2が本件著作権持分及び本件出版契約上の地位をP10から相続した。

本件は、X及び本件各検査用紙の著作権の相続人らの間で、本件出版契約の存続を巡って生じた紛争であり、①X、P1及びP2らは、P3との間で本件出版契約が存在していることの確認請求、②XがP3との間で、P3がP5から相続した著作権の持分権に基づき、Xがする出版契約に基づく出版、販売行為に対する差止請求権を有しないことの確認請求、③P1及びP2が、P3に対し、著作権法65条3項に基づく契約更新の合意請求を行った事案である。③に関して、P3は、共有者のなかでP3の意思が優先されるべきことを基礎とし、(1)本件各検査用紙は、被験者が自ら判定作業を行って結果を知ることができる構成となっているため、被験者は自ら判定結果を知ってしまうという問題があり、被験者自身をよりよく見せようとする傾向を強めるおそれがあるため検査結果の信頼性を損なう原因となっている、(2)Xが共有者に無断でZに本件著作物を利用して対価を得るという背信行為を行っていたこと等を更新拒絶の正当理由として主張した。

本稿では、紙幅の都合上、③の論点に絞って検討を行うことにする。

【判 旨】¹⁾

1. 本件各検査用紙の問題点

「本件各検査用紙は、YG性格検査という心理検査の実施に用いられるものであり、本件各検査用紙は、その実施に必要であるから購入されるものであることからすると、本件検査用紙の売上げは、これによって実施されるYG性格検査の信頼性に依存しているものといえることができる。

そうすると、…本件各検査用紙の質問事項と

回答欄の構成に係る問題の指摘が的確であり、これが、YG性格検査の試験結果の信頼性に深く関わる問題であるならば、それらの問題が、本件各検査用紙の将来にわたる販売に影響することが考えられ、そして、そのことは本件各検査用紙の販売をそのまま継続することは相当ではないというべきことを意味していることになる。

したがって、本件各検査用紙の質問事項と回答欄の構成に問題があるという事実は、本件更新拒絶について正当な理由があることを基礎付ける事実になり得るといえることができる。」

「YG性格検査に歪曲反応に弱い面があることについて、かねてから指摘されていたことはXらも認めているところであるものの、それがP3らの主張する構成の問題に由来することを認めるに足りる的確な証拠はない」し、「本件各検査用紙の販売数量…からすると、本件各検査用紙が、現在も、企業や官公庁などで採用試験や人事異動の参考資料として、あるいは学校で進路指導や生徒指導などに幅広く利用されており、その社会的需要が安定していることは明らかといえる。

そして、このような事実は、本件各検査用紙を用いた心理検査の結果には、確立した信頼性が現在もなお維持し続けられており、またP3らの主張する問題点指摘が学会においてされていたとしても、それが少数意見に留まっていることを示しているといえる。

したがって、P3らの主張する本件各検査用紙の抱える問題は、いずれも本件出版契約の更新拒絶についての『正当な理由』を基礎付ける事実としては十分なものではないといわなければならない。」

2. 本件出版契約におけるP3の意思を重視することについて

「P3は、本件出版契約の更新の可否につい

ては、P3の意思が尊重されるべきことを主張するところ、P5の遺言書には、YG性格検査『に関する著作者人格権については』P3が日本心理テスト研究所の代表者として『今後も責任をもって同検査の改良に努めてくれることを希望する』旨の記載があることが認められる。そして、…P3だけが、P5存命中からYG性格検査の開発研究に携わっていた者であることが認められるものの、いずれにせよ、上記遺言の記載は、P5の希望を述べるにすぎず、法的効力があるわけではない。また、著作権の共有者中、P3だけが心理学についての素養があるとしても、P3は、本件各検査用紙そのものを創作した者ではなく、相続によって著作権の共有者となった者にすぎないから、財産権の行使に関する側面で、その意思が他の著作権の共有者よりも尊重されるべき理由は全くないといわなければならない。

また、Xは、YG性格検査用紙を中心となって創作したP5が、YG性格検査用紙を一般に向けて発行し始めた昭和32年頃から発行に関わっていた出版社であり、その間、P5の研究の発展等に伴い、その訂正をしてきた実績があるから、仮に本件各検査用紙の質問事項と回答欄の構成に問題があり、改訂の必要があるとしても、そのように改訂した検査用紙を発行するよう協議すれば足りるだけの問題ということもできる。

いずれにしても、現時点における上記社会的需要に鑑みれば、本件出版契約の更新時において、本件各検査用紙の出版、販売を直ちに止めなければならない理由となるほどの問題が本件各検査用紙にあったと認められないことは明らかである。そして、そうであれば、本件各検査用紙の質問事項と回答欄の構成を含む体裁の見直しが将来の課題であるとしても、そのことがXとの関係において本件出版契約の更新を拒絶することについて正当な理由を基礎付けるに足

りる事実当たるものといえないことも明らかである。」

3. Xの背信行為について

「著作権の利用許諾を受けた出版業者が、著作権者に無断で第三者に利用許諾をして対価を得る行為は、著作権者に対する明白な背信行為であって、これは著作権法65条3項の『正当な理由』を基礎付ける事実十分に得るものである。」

「しかしながら、…Xは、昭和32年当時から、P5の許諾のもとYG性格検査用紙の市販をしていたものであって、YG性格検査の普及活動もするなど、P5から信頼を得た、最も緊密な関係にある出版社であったといえることに加え、…①ZによるYG性格検査用紙の発行は、P5が健在であった昭和58年頃からされていたこと、②Xは、毎年、P5を含む著作権の共有者らに対して支払うべき利用料額の計算において、Zとの関係の利用料が含まれていることを明記していなかったものの、Zが発行した性格検査用紙の部数をも加算し、これに対応する著作権利用料を含む著作権利用料を著作権の共有者らに支払ってきており、それはP5が死亡した後も同様であったこと（平成22年1月からは明記されている。）、③Xによる本件各検査用紙の売上部数は、毎月3万部から6万部弱であるところ、Zによる発行部数は毎月250部程度にすぎないこと、④Xは、Zからその発行部数一部ごとに120円の支払を受け、そのうち一部ごとに65円を著作権の共有者に対する支払に充てていたこと、⑤Xが、本件各検査用紙を発行するのに要する原価は一部ごとに10.3円であること、⑥Zが発行していたYG性格検査の検査用紙は、本件各検査用紙とは異なる、その前段階で発行されていたものであること、以上の事実が認められる。

そして以上の事実によれば、Zとの関係の間

題は、…Xが、その関係を著作権に共有者らに隠蔽しようとしていなかったことは明らかであるから、XがP5と緊密な関係にあったことも併せ考えると、XがZとの関係で上記の様な処理をすることを包括的に許諾されていた可能性も十分推認し得るようにも思われる。」

「したがって、P3らの主張するZとの関係における問題は、…本件更新拒絶の『正当な理由』を基礎付ける事実としては十分なものではないといわなければならない。」

【研究】

1. はじめに

本件は、共同著作者である共有著作権者であった2名がいずれも死亡した後に相続人間で出版契約の存続を巡り、相続人の1人であるP3が出版契約の更新を拒絶することについて、著作権法65条3項の規定する正当理由があるか否かが問題となった事例である。

共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない旨を著作権法は規定している(65条2項)。共有者全員の合意が必要とされるのは、共有者の連帯性を確保するため²⁾、あるいは、一体的利用を確保すべきであるため^{3)、4)}であると言われている。権利行使については、共有者全員の合意が必要であるが、「正当な理由」がない限り、合意の成立を妨げることはできない(65条3項)。そこで、同条項にいう「正当な理由」とはいかなるものをいうのが問題となる。

本件では、「正当な理由」の判断基準については特に言及せず、P3が主張する各事項について正当理由となりうるかが検討され、結論としては、いずれも正当理由はないと判断されたものである。

2. 65条3項にいう「正当な理由」

2.1 裁判例

65条3項にいう「正当な理由」に関する裁判例は、本件のほかに2件存在している。

静かな焰事件⁵⁾では、合意成立のための協議をを求めることをせず、共有者の一人が勝手に単独で出版を許諾し、他の共有者が出版停止を求めた際にも、何ら合意成立のための努力をしていないという事情があれば、合意を拒む正当理由があるとされた。

また、戦後日本の経済50年事件⁶⁾では、諸事情を総合的に勘案して正当理由を考慮すべきであると判断された。この事件においては、経済学の学術書の韓国語翻訳出版の拒絶について正当理由があるかどうか争われたところ、裁判所は、①当該著作物の種類・性質、②当該著作物の社会的需要の程度、③当該著作物作成時から現在までの間の社会状況等の変化、④共同著作物の各著作者同士の関係、⑤当該著作物作成の経緯、⑥当該著作物創作に係る各著作者の貢献度、⑦権利行使できないことにより他の共有者が被る不利益の内容等を比較衡量したうえで、共有著作権の行使をできないという不利益を被ることを考慮してもなお、権利行使を望まない他の共有者の利益を保護すべき事情が存在する場合には正当理由があると解するのが相当であると述べた。

上述した二つの裁判例に対して、本判決は、共有者の主張する二つの考慮要素について、正当理由になりうるものであると述べたうえで、正当理由の有無について検討を行った点に特徴がある。具体的には、①本件各検査用紙の質問事項と回答欄の構成に問題があるという事実、②Xが著作権者に無断で第三者に利用許諾をして対価を得る行為は、本件更新拒絶について正当な理由があることを基礎付ける事実になり得

ると判示している。つまり、著作物の内容という精神的側面と第三者へ著作権者に無断で許諾することで不当に利益を得るという経済的側面の2点について正当理由となりうる旨が示され、結論としては、本件更新を拒絶する正当理由がないとされた。

②については、これまでの裁判例が示してこなかった、出版社が著作権者に無断で他者に許諾を与え利益を得ていたという経済的要素を考慮しており、これまでの裁判例では直裁的に触れられることのなかった視点が示したものと思われる。

2. 2 学 説

著作権法65条3項にいう正当な理由についての学説の議論を紹介することにしたい。

現行法の起草者は、許諾を与えようとする出版社の財政状態が良くないために印税支払が焦げつくおそれがある場合、許諾を与えようとする放送局との間にトラブルがあるので解決するまで利用させたくない場合等の事情を正当な理由の例として掲げている⁷⁾。これをより一般化したものと思われる見解⁸⁾は、ある共有著作権者から現実に提案されている利用許諾などの「行使」が問題とされ、今後の共有著作物の一体的な利用の妨げになる事情や将来の利用の妨げになるおそれがある事情は、例外的に合意を阻止する「正当な理由」の判断の一要素になりうるものとして、財産的な要素だけを考慮して「正当な理由」の有無を判断すべきであると述べている。

これに対して、著作権法65条の規定は、共同著作者間の親密な人的関係及び精神的色彩の強い共有の客体の性質に着目して、共有著作権の行使の一体性を確保するという観点から設けられたものであることから、許諾の相手方の利用態様が適切か否かを検討すべきであって、許諾の相手方の支払能力その他の経済的事情等を主

たる理由として判断するのは適切ではないとする見解⁹⁾があり、この見解は、戦後日本の経済50年事件で示された判断基準を支持している¹⁰⁾。

これらの見解に対して、本件は、正当理由の判断は、精神的要素と経済的要素のそれぞれについて、いずれも正当理由になり得ると述べているが、戦後日本の経済50年事件のように種々の要素を総合考慮したというものではなさそうである。

もっとも、戦後日本の経済50年事件は共同著作者間の紛争であるのに対し、本件は共有著作権の相続人間で生じた紛争であるので、戦後日本の経済50年事件で示された種々の判断要素について総合考慮するという判断基準をそのまま使うことができるか否かは、検討の余地があるだろう。

本判決は、他方で、Xが著作権者に無断で第三者に利用許諾をして対価を得る行為は、本件更新拒絶について正当な理由があることを基礎付ける事実になり得ると示しており、この点は、経済的事情を正当理由の考慮要素として挙げる説の考え方を意識しているように思われる。

3. 本判決の評価

3. 1 本判決の意義

本判決は、著作物の内容面に関する事情と出版に関する経済的な事情の2点が問題になったものであり、経済的事情が正当理由になりうることを示した初めての事例であると思われる。また、公表された裁判例のなかでは、共有著作権の相続人間の紛争に関する初めての判決であると思われる。過去の裁判例においては、65条3項の正当理由の判断について、共有者が主張する経済的な事情を考慮要素として正面から取り上げる裁判例は見られなかったが、本件では、それらも正当理由になりうる点に意義を有するものと思われる。

3. 2 正当理由の判断基準

本判決は、65条3項の正当理由について明確な判断基準を示したわけではない。本件は、共有著作権の相続人間の紛争である。そのような場合に、権利行使を拒む正当理由として何を考慮要素とすべきなのか一般論を明確に示すべきであったように思われる。

過去の裁判例の示した正当理由の判断基準としては、戦後日本の経済50年事件で示された共同作者間の諸事情を総合判断するという立場があるが、前述のとおり、学説には、65条3項の正当理由の判断は、財産権的な要素を検討すべきとの立場も近時は有力視されつつある¹¹⁾。確かに、戦後日本の経済50年事件で考慮された要素のうち、権利行使を拒絶する共有者が、学者として書籍の構成を学問的に見直す必要性を感じているという事実は、純粋に経済的考慮要素とはいえない。そのため、同判決に対する有力説から批判は一定の説得力を有するものと思われる。

一方で、著作権は財産権であり、その基本的性格はその使用・処分等に関する決定権であるという観点からすれば、財産権だからといってその行使にあたり、純粋に経済的利益だけが考慮されなければならない理由はないとする見解も見受けられる¹²⁾。

翻って、本判決は、経済的な要素も考慮したものであるが、一方で著作物の内容に関する点も考慮要素としている。本件において正当理由として考慮すべき要素を検討するに当たっては、本件が、共有著作権の著作者間の紛争ではなく、共有持分の相続人間の紛争であることに重きを置いて検討する必要があるだろう。共有者が共同著作物の著作者であり、当該著作物の内容が著作者のこだわりを保護する必要がある場合は、戦後日本の経済50年事件のように権利行使を拒むことに正当理由があると解すること

に説得力を有するであろう。一方で、本件のように共有者が相続人のみである場合には、著作物に対するこだわりのような精神的側面を、正当理由の判断の主要な考慮要素とする必要性は低いように思われる。共有著作権の相続人は、そもそも著作物の創作を行っていないのであり、共同著作者が著作物に対して有するようなこだわりを持つことは考えにくいからである。

そうであるとすれば、共有者が相続人である場合には、権利行使を拒む正当理由としては、経済的要素のみを考慮要素とするのが望ましいと考える。そのように解しないと、著作物の一体的利用が妨げられ、共有に係る著作権の活用が行いにくくなるおそれがあるためである。もっとも、共有者が相続人のみである場合であっても、60条の規定（著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護）を意識する必要があるが、これは、共有著作権の行使とは切り離して検討すべき問題であろう。

注 記

- 1) 以下の判旨の紹介部分においては、当事者である「原告竹井機器」を「X」、「被告P3」を「P3」に、訴外「住友事業団」を「Z」にそれぞれ置き換えている。
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義〔5訂新版〕』（著作権情報センター、2006年）394頁
- 3) 文化審議会著作権分科会報告書（平成19年1月）14頁
- 4) 中山信弘『著作権法』（有斐閣、2007年）193頁では、原則として単独の権利行使ができない理由として、情報財が共有されている場合、他の共有者の利用行為によって自己の利益状況にも変化が生じる可能性があり、自己の好まない利用者が現れることを容認することはできないことから制限を課したものであると説明されている。
- 5) 大阪地判平成4年8月27日判例時報1444号134頁〔静かな焔事件〕。同判決評釈として、水谷直樹「共同著作者認定の判断基準を示した事例」発明90巻8号98頁（1993年）、千野直邦「判評」判例評

- 論415号(判例時報1461号)217頁(1993年), 牧野利明「口述の文章完成者——静かな焔事件」斎藤博・半田正夫編『著作権判例百選〔第2版〕』122頁, 忠海弘一「闘病記の口述者による共同著作物の共同著作権行使が問題となった事例」村林先生古希『判例著作権法』(東京布井出版, 2001年)373頁
- 6) 東京地判平成12年9月28日平成11年(ワ)第7209号〔戦後日本の経済50年事件〕。結論としては, 韓国語の翻訳出版を拒絶する者に正当な理由があると判断された。同判決評釈として, 大井法子「共同著作物に関して共同著作者からの発行同意請求を拒む正当な理由があるとされた事例」コピーライト477号52頁(2001年), 横山経通「共有著作権と正当理由(2)」中山信弘=大淵哲也ほか編『著作権判例百選〔第4版〕』(有斐閣, 2009年)154頁
- 7) 加戸・前掲注2)395頁
- 8) 金井高志「共有著作権の権利処理に関する考察——共同著作物と共有著作物の差異の明確化のために」法学研究84巻12号356頁。中山前掲注4)195頁も同旨。正当理由の考慮要素を徒に厳しく解釈すべきではなく, 財産権的要素のみを考慮すべきであるとする。
- 9) 中島基至「著作権の共有者の権利行使について」牧野利秋・飯村敏明ほか編『知的財産法の理論と実務第4巻—著作権法・意匠法—』(新日本法規, 2007年)255頁
- 10) 同旨, 三村量一「共同著作物」牧野利秋・飯村敏明『新裁判実務体系22 著作権関係訴訟』(青林書院, 2004年)272頁。
- 11) 中山前掲注4)195頁, 金井前掲注8)356頁, 拙稿「共有著作権行使に関する考察——アメリカ法から得られる権利行使円滑化の手掛かり——」阪大法学57巻5号777頁以下(2008年)
- 12) 上野達弘「権利者複数の場合における権利行使」法学教室351号120頁(2009年)
- 【後記】本研究はJSPS科研費24730104の助成を受けた研究の一部である。
- (原稿受領日 2012年10月15日)

